

# 第 4 章

施策の展開

## 第4章 施策の展開

環境は、今世紀における人類の共通課題であり、地球温暖化対策や廃棄物の減量化・リサイクル、生物多様性の保全など様々な分野にわたっています。

このような問題に適切に対応するため、第3章で掲げた基本目標（将来像）の実現に向け、各施策や事業を総合的かつ計画的に展開する必要があります。

この章では、環境保全施策を「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」及び「良好な環境を支える共通施策の推進」に分類し、第2章の環境の現状と課題を踏まえ、それぞれの施策の基本的方向を明らかにするとともに、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、その方向に沿った施策を示します。

また、本県の地域特性を踏まえた「環境保全に関する重点施策」を掲げ、重点的・効果的な推進を図ります。

## 第1節 自然と共生する地域社会づくり

自然と共生する地域社会づくりのため、多様な自然環境の保全・活用をはじめとした各施策を実施します。

### 自然と共生する地域社会づくり

- 多様な自然環境の保全・活用
- 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進
- 県民参加の森林づくりの推進
- 緑の空間の保全・整備
- 水辺空間の保全・整備
- 景観の形成
- 大気環境の保全
- 水・土壤環境の保全
- 騒音・振動、悪臭等の防止
- 海岸漂着物対策の推進
- 化学物質の環境安全管理
- 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全

## 1 多様な自然環境の保全・活用

### (1) 施策の基本的方向

自然保护思想の普及啓発を図りつつ、多面的機能を持つ農業・農村や森林の調和のとれた保全・活用を目指すとともに、優れた自然、原生的な自然及び里地里山<sup>1</sup>、河川、湖沼、干潟・湿地、藻場<sup>2</sup>などの身近な自然環境を保全します。

また、自然を構成する個々の要素の保護を図るのみではなく、良好な自然環境については、一定のまとまりのある地域として保全するとともに、県内の多様な自然については、自然とのふれあいの場や都市と農山漁村との交流を図る場として活用します。

国立公園等の自然公園については、国等の関係機関と連携しつつ、社会条件等の変化に応じた区域の変更や見直しも含め、適切な保護や自然環境と調和した利用の促進について検討を進めます。

野生生物の実態調査や野生生物保護思想の普及啓発等により、野生生物を適切に保護するとともに、各種事業の実施に際しては、事前に調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、その生息・生育環境を確保します。

#### 【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
自然公園	指定か所数	14	18
	指定面積	123,904.6ha	132,293ha
海域公園	指定か所数	26	26
	指定面積	8,542.3ha	8,542.3ha
保安林	指定面積	62,722ha	70,433ha
多自然川づくり整備か所数		46	50



与論の海

(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

- 里地里山**：都市と原生的自然との中間的な地域で、農業集落並びに集落周辺の農地、二次林、ため池及び草原など様々な人の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域をいいます。我が国は、二次林と農地等で国土の4割程度を占めるといわれています。里地里山は、我が国の原風景や身近な自然環境として見直されており、保全や整備への動きが活発になっています。
- 藻場**：浅場に海藻や海草が群落をつくっている場所のことをいいます。本県の主要な藻場としては、ホンダワラ類（海藻）がつくるガラモ場と、アマモ（海草）がつくるアマモ場があります。ガラモ場は岩礁域に、アマモ場は波の穏やかな砂泥域に形成され、水産生物にとって重要なエサ場であり、産卵場、生育場などになっています。

## (2) 施策

### ① 地域特性に応じた自然環境の保全

#### ①-1 原生的な自然、優れた自然の保全

- 自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について、環境学習などにより自然保護思想の普及啓発を推進します。
- 生物多様性の保全上極めて重要な原生的自然については、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域、国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図ります。
- 自然災害やサンゴの捕食被害<sup>1</sup>など非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。
- 生物多様性保全の観点から、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」に指定された湿地や草地などの保全を図るとともに、新たな湿地の登録に向け、国や関係自治体と連携・協力します。
- 本県の豊かな自然について情報発信するとともに、自然公園内の優れた自然の風景内での県民と自然のふれあいや自然環境の保全を推進します。



いなか浜

(写真協力：公益社団法人屋久島環境文化財団)

#### ①-2 身近な自然の保全

- 計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成单層林施業や育成複層林施業<sup>2</sup>等により多様な森林づくりに努めます。
- 緑の募金<sup>3</sup>活動を促進し、森林整備や緑化に努めます。
- 水源の涵養機能等の森林の持つ公益的機能の発揮が強く求められる森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を図ります。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保全を図ります。
- 地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、農地、森林等を維持・管理し、併せて農業・林業を振興する担い手の確保に努めます。
- 日本型直接支払制度による共同活動の支援や農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進などにより、荒廃農地の発生防止や多面的機能の確保に努めます。
- 砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、

1 サンゴの捕食被害：サンゴは、サンゴ虫が作る石灰質の骨組です。オニヒトデやシロレイシガイダマシ等の生物は、消化液を使ってサンゴを溶かし、その肉質部を食べています。サンゴ礁は、魚介類の住処として、また観光資源等としても重要な役割を果たしているため、このような捕食被害から守る必要があります。

2 複層林施業：異なる樹種や樹齢の樹木が組み合わさるように配慮して森林を育てることです。例えば、針葉樹と広葉樹を組み合わせると、高さの異なる木々からなる森林となります。このような工夫により、災害に強い、水源かん養能力の高い森林とすることができます。これに対し、同じ樹種や樹齢の植林を行うのが单層林施業です。

3 緑の募金：緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づき、毎年、農林水産大臣の定める期間内に行われる募金です。この募金は森林整備等に用いられます。

当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。

- 長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。
- 奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を推進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。

## ② 多彩な自然環境の活用

### ②-1 自然とのふれあいの場の確保

- 生物多様性の保全上極めて重要なまとまりのある自然については、生態系研究の拠点として、あるいは適正な管理のもとで、生物多様性が命と暮らしを支えていることや外来種などにより生態系が危機に瀕していることなどについての自然体験・環境学習の場として利用します。
- 野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点から見て優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。



バードウォッチング

(写真協力：公益財団法人屋久島環境文化財団)

### ②-2 自然を活かした地域づくり

- 農村地域における農泊や都市農村交流などの自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズム<sup>1</sup>を促進します。



エコツーリズム（金作原）

- 自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいの中、自然を学ぶエコツーリズムなど、本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。
- 本県の恵まれた自然環境や希少な野生動植物など豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」、里地里山での暮らしなど「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。
- 水道水源や漁場の保全のため、河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し、森林を保全する活動を支援します。
- NPO<sup>2</sup>との協働による総合的な環境保全対策に取り組みます。

1 グリーン・ツーリズム：農山漁村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。1970年代からヨーロッパを中心に広がり、本県においても各地域で都市と農村の交流などの取組が行われています。

2 NPO：民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略称です。一般的には、公益法人やボランティアグループなど社会貢献活動を行う団体をNPOといい、その中で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体をNPO法人と呼びます。環境NPOは、広義には環境保全や改善を目的として活動する民間組織で、地域レベルの草の根的な環境保全活動も含まれます。

- 漂流・漂着ごみ対策など美しい海岸や水辺環境の保全・再生に努めます。
- ジオパーク<sup>1</sup>を生かした地域の取組及び世界ジオパークの認定に係る取組について、必要に応じ国や市町村を支援します。

### ③ 生物多様性の保全

#### ③-1 生物多様性の確保

- 本県の生物多様性の現状について、関係機関等と連携しつつ把握に努めるとともに、その保全や持続可能な利用に関する目標、講すべき施策等について検討を進めます。
- 生物多様性を地域社会に浸透させるため、NPOと連携した普及啓発に努めます。
- 外来種対策については、個別の種ごとの調査等により生息状況や生育環境の把握に努めるとともに、生物多様性などへの影響度合いに応じて防除対策を講じます。
- 奄美大島や徳之島において希少種に被害を及ぼしているノネコなどの外来種については、関係機関と連携しながら被害防止対策を進めます。
- サンゴ礁を保護するため、オニヒトデの駆除、白化現象の把握、赤土等流出防止対策に努めます。



サンゴ礁（大島海峡）  
(写真協力：興克樹氏)

#### ③-2 野生生物の適切な保護

- 県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。
- 野生生物の生息・生育環境を確保するため、生息地等保護区や鳥獣保護区<sup>2</sup>などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。
- ニホンジカなど著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を推進します。
- 天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物については、文化財保護法<sup>3</sup>や県文化財保護条例、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、保護を図ります。
- 県希少野生動植物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動植物の指定、野生動植物の生息状況調査など

1 ジオパーク：科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園で、火山や活断層でできた特色ある地形などを地質遺産として保護し、地学教育や観光に生かす仕組みが整った地域のことです。

2 鳥獣保護区：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護を図るため、期間を定めて指定されます。特に必要のある場合には、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区が指定されます。鳥獣保護区内では鳥獣の捕獲等が原則として禁止されます。

3 文化財保護法：文化財の保存や活用を図ることにより、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律です。

を行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。

- 奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターの活用や貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。
- 傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。
- 野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成30年環境省）」等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、野鳥の感染状況の把握や調査、監視、情報収集に努めます。
- 各学校における教育活動や県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護や野生生物保護活動の普及を推進します。
- 野生鳥獣による農作物や生態系への被害の防止については、市町村等と連携しながら、有害鳥獣の捕獲のほか、鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、ＩＣＴやドローン技術等の活用を含めた捕獲強化など、地域の実情に即したソフト・ハード両面の対策を支援します。
- 出水地方に渡来するツルや県内の海岸に上陸するウミガメ、霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。

### ③－3 野生生物の生息・生育環境の確保

- 各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ<sup>1</sup>（野生生物が生息できる空間）の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。
- 魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくり<sup>2</sup>を促進します。



ダム湖に創出したビオトープ（西之谷ダム）

1 ビオトープ：ドイツ語の「ビオ(生き物)」と「トープ(場所)」の合成語で、草や虫、動物、人間など生態系の構成員がともに生きていく生育空間のことです。ドイツでは、1970年代半ばから動植物の生息地を回復するビオトープ運動が盛んになりました。我が国においても、小川の復元などにより自然の持つ生態系回復力を側面から支援する取組等があります。

2 多自然川づくり：積極的に自然を利用・再生しつつ、水辺づくりを進める河川事業のことです。もともとヨーロッパにおいて「人間生活と自然の調和」を目的として始められた試みで、①自然が持つ多様性を尊重する、②良好な水辺と水環境を保全かつ創出する、③生態系が孤立しないよう水と緑でネットワークするなどの考え方が重視されています。

## 2 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

### (1) 施策の基本的方向

世界自然遺産登録地屋久島については、人と自然との共生を目指す屋久島環境文化村構想の理念に基づく、自然環境の保全や持続可能な利活用を推進します。

奄美群島については、人と自然との共生を目指す奄美群島自然共生プランを推進するとともに、その優れた自然を保全し、奄美大島及び徳之島の世界自然遺産への登録を目指し、登録後も遺産の価値を維持します。

### (2) 施策

- 世界自然遺産登録地の「屋久島」と登録を目指す「奄美大島及び徳之島」の二つの地域を有する県として、適正な保全・管理を図りながら、世界遺産としての価値を生かした持続可能な地域づくりを推進します。
- 自然保護上重要な地域における利用のルールづくりを行うことで、増加する観光客による過剰利用を防止し、適正利用を推進します。
- 自然環境の保全を図るため、関係機関と連携し、貴重な動植物を保護するなど、自然保護の充実に努めます。
- 屋久島環境文化村構想の着実な推進により、屋久島の優れた自然を生かした環境学習や地域づくりに努めます。
- 奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした奄美群島をつなぐ「世界自然遺産奄美トレイル」などを通じ、世界遺産登録の効果の奄美群島全域への波及に努めます。

#### ① 世界自然遺産屋久島の保全

- 屋久島環境文化村構想については、県や屋久島環境文化財団が中心となって推進するとともに、社会情勢に対応しつつ事業の弾力的な実施に努めます。
- 多様で豊かな自然を有する世界自然遺産候補の奄美大島及び徳之島と相互に連携を図り、「世界遺産」をキーワードにした地域の活性化に努めます。



大川の滝

(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

**② 世界自然遺産登録及び登録後を見据えた奄美大島及び徳之島の保全**

- 優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立を図る取組、気運の醸成などを国や地元と連携を図りながら進めます。
- 希少野生動植物の保護対策、自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めます。
- 国の計画等と整合を図りながら、自然環境の保全に努めます。



湯湾岳



オキナワウラジロガシ（天城町）

### 3 県民参加の森林づくりの推進

#### (1) 施策の基本的方向

森林の持つ水源の涵養、土砂流出防止など多様な公益的機能を持続的に発揮させていくためには、森林・林業に対する県民の理解を深め、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るとともに、様々な形での森林づくりへの参画が必要となっています。

このため、関係団体等と連携を図りながら、普及啓発や活動支援、人材育成などに取り組み、地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による県民参加の森林づくりを推進します。



森林ボランティア

#### (2) 施策

- 森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。
- 地域住民をはじめ、森林ボランティア<sup>1</sup>や企業など多様な主体による森林づくりを進めます。
- みんなの森づくり県民税<sup>2</sup>を活用して、再造林、間伐<sup>3</sup>等の森林整備や地域特性を生かした森林づくり、里山林の機能回復など、県民参加の森林づくりを推進します。
- 地域組織や森林ボランティア、N P Oなど、県民自らが企画・実施する森林・林業に関する学習・体験活動や森林づくり活動を支援します。

1 森林ボランティア：自主的に森林づくり（森林整備）や地域の緑化活動に参加し、自らの責任において判断し行動する市民又は市民のグループの一員で、活動を通じて学んだことを広く市民参加の森づくりにつなげ、その輪を広げていく役割を担うものです。

2 みんなの森づくり県民税：森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的として、平成17年度から森林環境税という名称で導入（令和2年4月から「みんなの森づくり県民税」に名称変更）。森林の公益的機能を発揮させるため、健全な森林づくりや県民が森林にふれあう機会の提供、森林・林業の学習・体験活動などに活用されています。

3 間伐：樹木数が過密となった森林において、本数を減らすために伐採することです。健全で活力ある森林を育成するために必要な作業であり、適正に管理された森林は、材として価値のある樹木を育成するとともに、水源涵養機能をはじめ国土の保全など多様な公益的機能を果たしています。

## 4 緑の空間の保全・整備

### (1) 施策の基本的方向

地域に親しまれている身近な緑を地域住民の協力や民間団体との連携により適正に保全します。

また、都市公園等の整備や公共用地、民有地の緑化を促進します。

#### 【環境指標】

項目		現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
都市公園等	指定面積	1,951.5ha	2,080.0ha
	1人当たり面積	14.0 m <sup>2</sup>	14.8 m <sup>2</sup>
緑の基本計画策定市町村数	6	都市区域を有する全市町村 (R3.3現在:35市町)	
グリーンマスター認定者数	45人	50人	

### (2) 施策

#### ① 緑の空間の保全

- 都市近郊や里山の森林など、地域に親しまれ、地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な整備・保全に努めます。
- 沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。
- 地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木医の活用等により適切な保全を促進します。



白谷雲水峡付近

(写真協力: 公益社団法人鹿児島県観光連盟)

#### ② 緑化の推進

- 県内各地において、地域の特性を活かした公園や緑地等の整備を進め、みどりの交流空間づくりを促進します。
- 緑が減少している地域や美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを促進します。
- 都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。
- 庁舎や公営住宅などの公共施設の緑化を積極的に推進します。
- 公共施設の緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。
- 県民や事業者、県、市町村等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。
- 公益財団法人かごしまみどりの基金<sup>1</sup>との連携などにより、県民参加の森林づくりを推進します。
- グリーンマスター<sup>2</sup>の育成・確保を図ります。

1 公益財団法人かごしまみどりの基金：県民の緑に対する多様な要請に応えるとともに、県土の緑化の一層の推進を図るため、県緑化推進委員会を改組し設立されました。森林・林業及び環境についての普及啓発、県民の緑づくり実践活動の促進、森林づくり及び環境緑化の助長、緑の募金などに関する活動を行っています。

2 グリーンマスター：森林や樹木草花等のみどりづくり全般の知識や森林レクリエーション等の野外活動の普及・指導を実践されている「みどりの指導員」のことです。県は、地域のみどりづくりに理解と熱意があり、みどりづくりや野外活動の知識と指導経験を有する者を「グリーンマスター」として認定しています。

## 5 水辺空間の保全・整備

### (1) 施策の基本的方向

自然の状態で保全されている渚、川辺、湧水等の水辺を適正に保全します。

また、ウォーターフロントや親水施設<sup>1</sup>などの整備を推進し、人と水とのふれあい機会を充実します。

#### 【環境指標】

項目	現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
リバーフロント整備か所数	28	32
親水護岸整備か所数	農業関係 28	29
	港湾関係 11	13

### (2) 施策

#### ① 水辺空間の保全

- 渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とします。
- 特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。

#### ② ふれあい機会の充実

- 水辺空間を動植物と親しむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。
- ウォーターフロントを整備し、水と親しむ場として充実します。
- 緑化護岸や自然石護岸、渓流については、自然石護岸を整備するなど、周辺環境と調和した親しみやすい空間づくりに努めます。
- 県内の名水や滝、渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設など周辺環境の整備などに努めます。
- 都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。
- 農業用排水路やため池については、景観や生態系にも配慮しながら、親水施設や緑化施設等の整備を推進します。
- 河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など、親水性に配慮した整備を推進します。
- 海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。



水辺にふれあう飛石工（甲突川）

1 親水施設：水に親しみながら、地域のコミュニケーションを促進するために水辺に整備される公園等の各種施設をいいます。



水辺の河畔林を保全する多自然川づくり  
(庄内川)

- 湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、水辺空間の整備を促進します。
- 港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。
- 漁港については、地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。